平成２６年（フ）第７４２号
京都市西京区桂徳大寺東町20番地　ユニメント桂緑104号、前住所愛知県一宮市奥町字南目草60番地58
債務者　石黒　昌夫
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６１号
京都府木津川市加茂町里南古田53番地、前住所大阪市城東区関目２丁目９番３―303号
債務者　田所　健太
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７６９号
京都市伏見区深草大亀谷大山町27番地76　大山ニューハイツ102
債務者　山下　一枝（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７７７号
京都市右京区梅津後藤町２番地　さとうⅢ601号住宅
債務者　堀井　啓志
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７８６号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地13―410
債務者　中野　　環
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０２号
京都市中京区西ノ京春日町16番地44　西ノ京スカイハイツＡ417
債務者　里見彰こと　李　　彰
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０３号
京都府宇治市宇治琵琶60番地の３
債務者　松岡　宏司
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８０９号
京都市中京区西ノ京右馬寮町５番地１　コスモアベニュー二条通202号
債務者　福田　尚己
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第８１０号
京都府向日市上植野町浄徳12番地　植田マンション102号室
債務者　千葉　俊一
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
兵庫県尼崎市小中島２丁目２番１号、前住所兵庫県尼崎市東園田町８丁目69番地の１
債務者　佐久川昌一
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７０号
兵庫県西宮市笠屋町14番１―702号
債務者　荻野　和子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３７４号
兵庫県西宮市六軒町５番21―101号
債務者　二葉　幹夫
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３８５号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目30番１号、前住所兵庫県尼崎市富松町１丁目28番７号
債務者　氏丸美佐子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３４号
兵庫県姫路市広畑区西夢前台５丁目２番地姫路夢前台住宅２号棟601、従前の住所兵庫県姫路市北今宿２丁目４番36号
債務者　木村　正幸
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２０９号
奈良市東紀寺町３丁目１番１―101号
債務者　駒井　規子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８９号
愛媛県松山市萱町２丁目６番地２　グレイスハイツ302号
債務者　本條　敏子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９７号
愛媛県松山市岩崎町２丁目７番19号
債務者　松岡　茂男
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　松山地方裁判所民事部